

沼津市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年11月

沼 津 市

目 次

第1章 総論

第1節	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
第1	市の責務及び計画の位置づけ	1
1	市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）の責務	
2	各行動計画の位置づけ	
3	行動計画に定める事項	
第2	行動計画の構成	2
第3	行動計画の対象とする感染症	2
第4	行動計画	3
第2節	新型インフルエンザ等対策に関する基本方針	3
第1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	3
第2	新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	5
第3	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	7
第4	流行規模及び被害想定等	7
1	新型インフルエンザ等発生時の被害想定	
2	新型インフルエンザ等発生時の社会への影響	
第5	対策推進のための役割分担	10
1	市	
2	一般の事業者	
3	市民	
第6	行動計画の主要6項目	10
1	実施体制	
2	サーベイランス・情報収集	
3	情報提供・共有	
4	予防・まん延防止	
5	医療等	
6	市民生活・地域経済の安定の確保	
第7	発生段階	15
	＜発生段階とその状態＞	
	＜国及び地域（県）における発生段階＞	
	＜新型インフルエンザ等対策の流れ＞	
第2章	各段階における対策	19
第1節	未発生期	19
第1	想定状況等	19
第2	実施体制	19
1	市が行うこと	
第3	サーベイランス・情報収集	19

1	市が行うこと	
第4	情報提供・共有	19
1	市が行うこと	
第5	予防・まん延防止	20
1	市が行うこと	
2	学校（保育所を含む）・事業者が行うこと	
第6	医療等	21
1	市が行うこと	
第7	市民生活・地域経済の安定の確保	21
1	市が行うこと	
第2節	海外発生期	22
第1	想定状況等	22
第2	実施体制	22
1	市が行うこと	
第3	サーベイランス・情報収集	22
1	市が行うこと	
第4	情報提供・共有	22
1	市が行うこと	
第5	予防・まん延防止	23
1	市が行うこと	
第6	市民生活・地域経済の安定の確保	23
1	市が行うこと	
2	一般の事業者が行うこと	
第3節	国内発生早期	23
第1	想定状況等	23
第2	実施体制	24
1	市が行うこと	
第3	サーベイランス・情報収集	24
1	市が行うこと	
第4	情報提供・共有	25
1	市が行うこと	
第5	予防・まん延防止	25
1	市が行うこと	
第6	市民生活・地域経済の安定の確保	26
1	市が行うこと	
2	一般の事業者が行うこと	
3	市民が行うこと	
第4節	国内感染期	27
第1	想定状況等	27

第2	実施体制	28
1	市が行うこと	
第3	サーベイランス・情報収集	28
1	市が行うこと	
第4	情報提供・共有	28
1	市が行うこと	
第5	予防・まん延防止	29
1	市が行うこと	
第6	医療等	29
1	市が行うこと	
第7	市民生活・地域経済の安定の確保	29
1	市が行うこと	
2	一般の事業者が行うこと	
3	市民が行うこと	
第5節	小康期	30
第1	想定状況等	30
第2	実施体制	31
1	市が行うこと	
第3	サーベイランス・情報収集	31
1	市が行うこと	
第4	情報提供・共有	31
1	市が行うこと	
第5	予防・まん延防止	31
1	市が行うこと	
第6	医療等	31
1	市が行うこと	
第7	市民生活・地域経済の安定の確保	32
1	市が行うこと	
2	一般の事業者が行うこと	
3	市民が行うこと	

第1章 総論

第1節 市の責務、計画の位置づけ、構成等

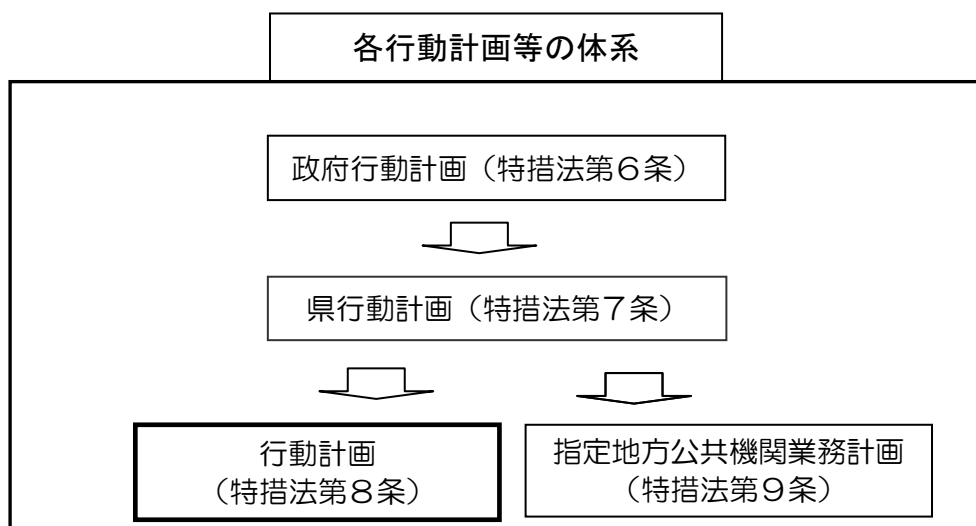
第1 市の責務及び計画の位置づけ

1 市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）の責務

責務の内容	市は、国や県、他の市町等と相互に連携し、市の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。
根拠	・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）その他の法令 ・ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。） ・ 新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針（以下「基本的対処方針」という。） ・ 新型インフルエンザ等対策ガイドライン ・ 静岡県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）

2 行動計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、特措法第8条の規定に基づき、沼津市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）を作成する。



なお、沼津市危機管理指針においては、新型インフルエンザ等を含む感染症を危機事案の一つに位置付けており、行動計画の作成及び運用に当たっては、危機管理指針や危機事案対処要綱との整合にも十分配慮する。

3 行動計画に定める事項

市は、新型インフルエンザ等対策の実効性を確保し、市民の安全と安心に資するため、行動計画の中で、市内における次に掲げる事項について定める。

ア 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

イ 市が実施する次に掲げる措置に関する事項

- ・ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び市民への適切な方法による提供
- ・ 市民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
- ・ 生活環境の保全その他の市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

ウ 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

エ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

オ 新型インフルエンザ等対策に関し市長が必要と認める事項

※特措法第8条第2項

第2 行動計画の構成

新型インフルエンザ等対策は、発生等の状況に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

行動計画は総論と各段階における対策の2章構成とし、第2章は、5つの発生段階に分類して記載する。

なお、各発生段階は、想定状況とともに、後述する主要項目ごとに記載する。

〔構成〕

- 第1章 総論
- 第2章 各段階における対策
 - 第1節 未発生期
 - 第2節 海外発生期
 - 第3節 国内発生早期
 - 第4節 国内感染期
 - 第5節 小康期

〔主要項目〕

- ① 実施体制
- ② サーベイランス・情報収集
- ③ 情報提供・共有
- ④ 予防・まん延防止
- ⑤ 医療等
- ⑥ 市民生活・地域経済の安定の確保

※サーベイランス：見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。（国の用語解説による。）

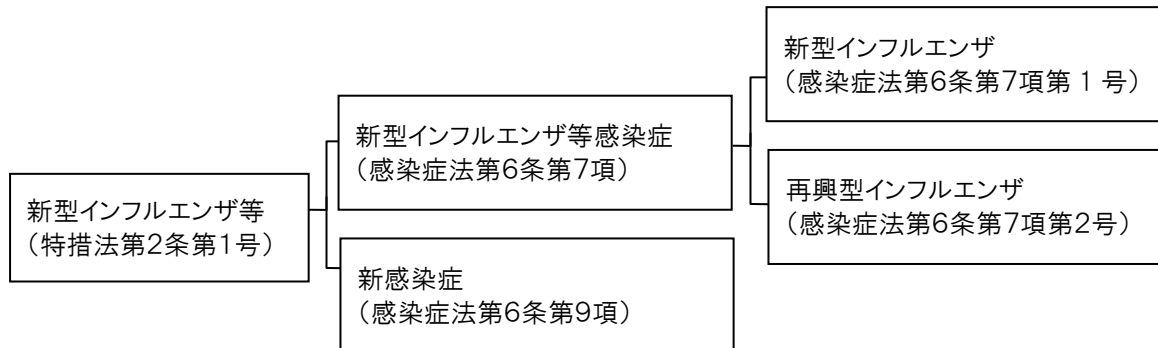
第3 行動計画の対象とする感染症

行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、政府行動計画及び県行動計画のそれと同じであり、具体的には次のとおりである。

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）

第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの



第4 行動計画

行動計画については、政府行動計画及び県行動計画との整合を図るものとし、これらの計画の見直しがあった場合には、行動計画の内容も適切に改めるものとする。

第2節 新型インフルエンザ等対策に関する基本方針

第1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

現段階では、新型インフルエンザの発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生自体を阻止することもまた不可能であるとされている。

世界中のどこかでいったん新型インフルエンザ等が発生すれば、いずれ我が国への侵入も避けられないものとして考えなければならない。

特に、病原性が高くまん延の恐れがある新型インフルエンザ等が万一発生した場合は、市民の生命や健康、ひいては経済全体にも大きな影響を与えかねない。

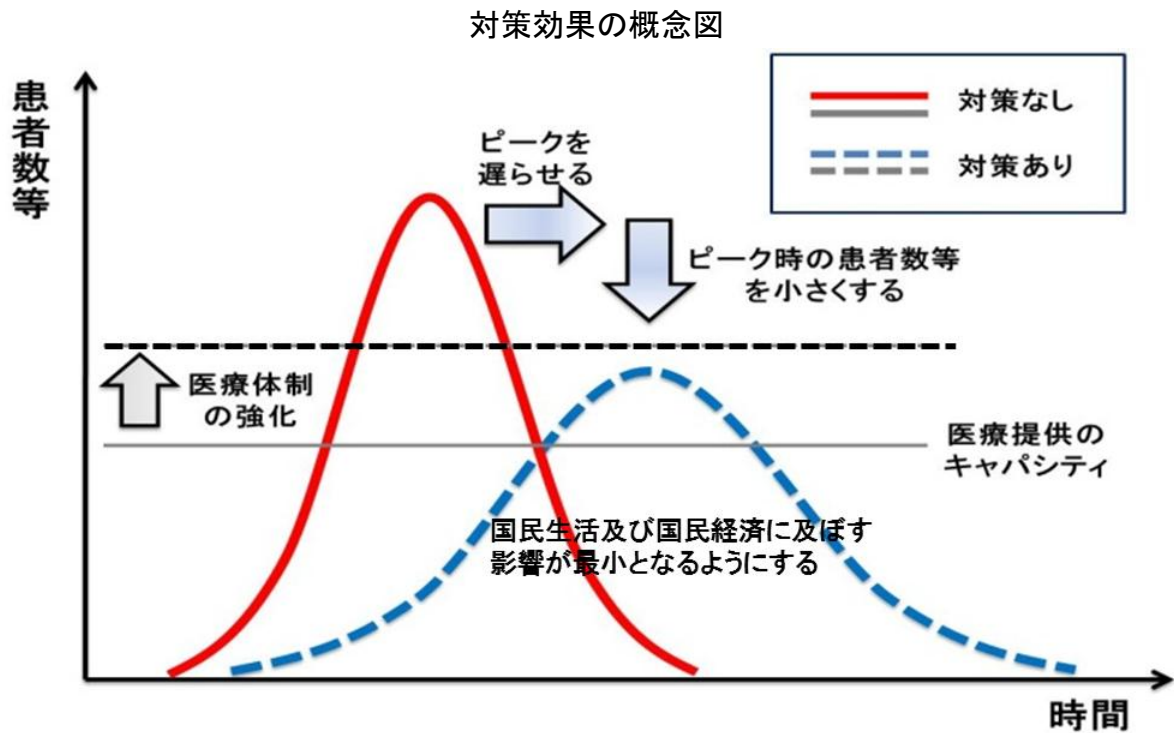
このため、新型インフルエンザ等については、長期的には市民の多くが罹患すると想定されるが、患者の発生が一定の期間に偏ると医療提供の許容量を超えてしまう事態も懸念されるということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要課題の一つと位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

目的 1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供の許容量を超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

目的2 市民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



(政府行動計画から抜すい)

第2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方を次のとおり示しており、市が行う対策も、この考え方に基づくものとする。

新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。本政府行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、我が国においては、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの内から、実施すべき対策を選択し決定する。

○ 発生前の段階では、水際対策の実施体制の構築、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備、ワクチンの研究・開発と供給体制の整備、国民に対する啓発や政府・企業による事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

○ 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。

新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、国内の万全の体制を構築するためには、我が国が島国であるとの特性を生かし、検疫の強化等により、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせることが重要である。

○ 国内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じては、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用

制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

- なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- 国内で感染が拡大した段階では、国、地方公共団体、事業者等は相互に連携して、医療の確保や国民生活・国民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- 事態によっては、地域の実情等に応じて、都道府県や各省等が新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のみならず、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを国民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、都道府県、市町、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や国民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

※パンデミック：感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。（国の用語解説による。）

第3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

市は、国、県、他の市町等とともに新型インフルエンザ等発生に備え、また発生したときに、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

① 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、県をはじめ関係機関との連携のもと、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

② 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置（以下「緊急事態措置」という。）を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

③ 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、静岡県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）、沼津市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、対策本部長は必要に応じ、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請するものとする。

④ 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階から、対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

第4 流行規模及び被害想定等

1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右されるものであって、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。政府行動計画では、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考にした想定を基に、患者数等の流行規模に関する数値を示しており、これを市にあてはめると次のとおり推計されるが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

なお、被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、政府行動計画においては、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うとされている。

※致死率：流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。（国の用語解説による。）

《想定》

- ・全人口の 25%が新型インフルエンザに罹患
- ・過去に世界で大流行したインフルエンザにより、中等度を致死率 0.53%（アジアインフルエンザ等のデータ）、重度を致死率 2.0%（スペインインフルエンザのデータ）と想定
- ・入院患者数、死亡者数、1日当たりの最大入院患者数は、医療機関受診患者数の推計の上限値を基として推計
- ・1日当たりの最大入院患者数は、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布を試算した結果

新型インフルエンザ患者数の推計

	全国		静岡県		沼津市	
医療機関 受診患者数	約 1,300 万人 ～約 2,500 万人		約 38 万 2 千人 ～約 73 万 5 千人		約 2 万 1 千人 ～約 3 万 9 千人	
	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	約 53 万人	約 200 万人	約 1 万 6 千人	約 5 万 9 千人	約 800 人	約 3 千人
死者数	約 17 万人	約 64 万人	約 5 千人	約 1 万 9 千人	約 300 人	約 1 千人
1 日当りの 最大入院 患者数	約 10 万 1 千人	約 39 万 9 千人	約 3 千人	約 1 万 2 千人	約 200 人	約 600 人

※沼津市の推計は、平成 22 年国勢調査から試算

- ・この推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等

による介入の影響(効果)、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していない。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とされたところである。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染も念頭に置く必要がある。

2 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、一つの例として以下のような影響が想定される。

- 市民の 25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は 1 週間から 10 日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

第5 対策推進のための役割分担

市、一般の事業者及び市民は、発生前の準備及び発生時に、おおむね以下に掲げる新型インフルエンザ等対策を実施する。

1 市が行うこと

- 1 行動計画の作成
- 2 対策本部の設置、運営
- 3 組織の整備、訓練
- 4 予防接種体制の確保
- 5 市民に対する情報提供
- 6 市民の生活支援
- 7 要援護者への支援
- 8 県、近隣市町、関係機関との緊密な連携

2 一般の事業者が行うこと

- 1 発生に備えた感染対策の実施
- 2 感染防止のための措置の徹底、一部事業の縮小

3 市民が行うこと

- 1 発生に備えた知識の取得
- 2 季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策の実践
- 3 発生に備えた食料品・生活必需品等の備蓄
- 4 個人レベルでの感染対策の実施

第6 行動計画の主要6項目

行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「①実施体制」、「②サーベイランス・情報収集」、「③情報提供・共有」、「④予防・まん延防止」、「⑤医療等」、「⑥市民生活・地域経済の安定の確保」の6項目に分けて立案している。各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりである。

1 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全市的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、市は、市の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、市は、国や県、事業者と相互に連携を図り、一体となった取組を行う。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、市では、関係する所属間での連絡調整

を図る体制を構築し、事前準備の進ちょくを確認するとともに、所属間の連携を確保しながら一体となった取組を推進する。さらに、関係する所属においては、県や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

市は、新型インフルエンザ等が発生し政府対策本部が設置された場合、又は緊急事態宣言がされた場合は、特措法及び沼津市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき速やかに対策本部を設置するとともに、本部長以下必要な職員の任命、各部の始動など、必要な措置を講じ態勢を整えるとともに、国や県等との連絡体制を構築し、以後の対策実施に備えるものとする。

2 サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結び付けることが重要である。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載するが、新感染症が発生した場合は、市は、早期の症例定義の周知や診断方法の確立により県内のサーベイランス体制の一刻も早い構築に向け、国、県及び関係機関と連携する。

国内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下し、また、県、市及び医療現場の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、地域における医療体制等の確保に活用する。また、地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立てる。

また、鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランスを行い、これらの動物の間での発生の変向を把握する。

3 情報提供・共有

（１）情報提供・共有の目的

市の危機管理に関わる重要課題の一つであるという共通の理解の下、市や県、医療機関、事業者、市民の各々が自らの役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市、医療機関、事業者、市民の各主体間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報を受け取る側の反応の把握までも含むことに留意する。

（２）情報提供手段の確保

市は、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるほ

か、外国人、障害者など一般的に情報が届きにくいと考えられる人にも配慮する必要があることから、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、受け取る側に理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

（３）発生前における市民等への情報提供

市は、発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果等について、市民や事業者等に適切に情報提供する。

こうした情報提供を通し、新型インフルエンザ等が発生した場合の対策に関し周知を図り、理解し納得してもらうことが、いざ新型インフルエンザ等が発生した時に市民等に正しく行動してもらう上で必要である。

特に学校（保育所を含む。）は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、危機管理課、市民福祉部、教育委員会等は連携して、児童・生徒本人のほか保護者を通じて感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

（４）発生時における市民等への情報提供及び共有

市は、新型インフルエンザ等の発生時には、国等から提供される情報を基に、段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供に当たっては、数多くの媒体の中でも、とりわけテレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。

また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を迅速に発信する必要がある。

市民が情報を受け取る媒体や情報の受け取り方は千差万別であることが考えられるため、一般的に情報が届きにくいとされる外国人や障害者などにも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

媒体の活用にあたっては、市が市民に対して直接情報提供を行う手段として日ごろから用いている、メール配信サービスやインターネットホームページ（HP）、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等を効果的に活用して情報提供を行う。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

（５）情報提供体制

情報提供にあたっては、提供する情報の内容について正確を期すとともに統一を図る

ことが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。

また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要である。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において市民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対して情報を受け取る側の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていく。

4 予防・まん延防止

(1) 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせる行うが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

(2) 主なまん延防止対策

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人込みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行う。

地域対策・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行う。

その他、海外で発生した際には、国等が行う水際対策に必要な協力を行う。

(3) 予防接種

ア ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や

製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。
なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限り記載する。

イ 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び地域経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、

- ①「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

- ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員、地方公務員

であり、その範囲、接種順位等の基本的な考え方は、政府行動計画に示されているが、国は、発生した新型インフルエンザ等の病原性などに応じて政府対策本部が判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他関連事項を示すとしている。

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員は所属する市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

ウ 住民接種

特措法において、緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行う。

なお、住民接種の接種順位等の基本的な考え方は政府行動計画に示されているが、実施においては、発生した新型インフルエンザの病原性等の情報を踏まえ国が示す接種順位により、住民接種を行う。

市は、原則として集団的接種により、住民接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

エ 医療関係者に対する要請

市は、予防接種を行うため、必要に応じて、県に対し医療関係者に協力を要請するよう依頼する。

5 医療等

(1) 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

(2) 発生前における医療体制の整備

市は、二次医療圏を単位に保健所を中心として設置される対策会議等を通じて県と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備が推進されるよう努めるものとする。

(3) 発生時における医療体制の維持・確保

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、県、市における連携だけでなく、医師会等の関係機関のネットワークの活用が重要である。

(4) 抗インフルエンザウイルス薬等

抗インフルエンザウイルス薬を、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案しつつ、国の方針に基づき計画的かつ安定的に備蓄する。

6 市民生活・地域経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民が罹患するとされ、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人や家族の罹患等により、市民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び地域経済への影響を最小限とできるよう、国、県、市、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

第7 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必

要がある。

国全体での発生段階は、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類し、発生段階の移行については、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部により決定される。

また、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染拡大防止策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定めることとされており、その移行については、必要に応じて国と協議の上で、県対策本部が判断する。

市、関係機関等は、行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施する。

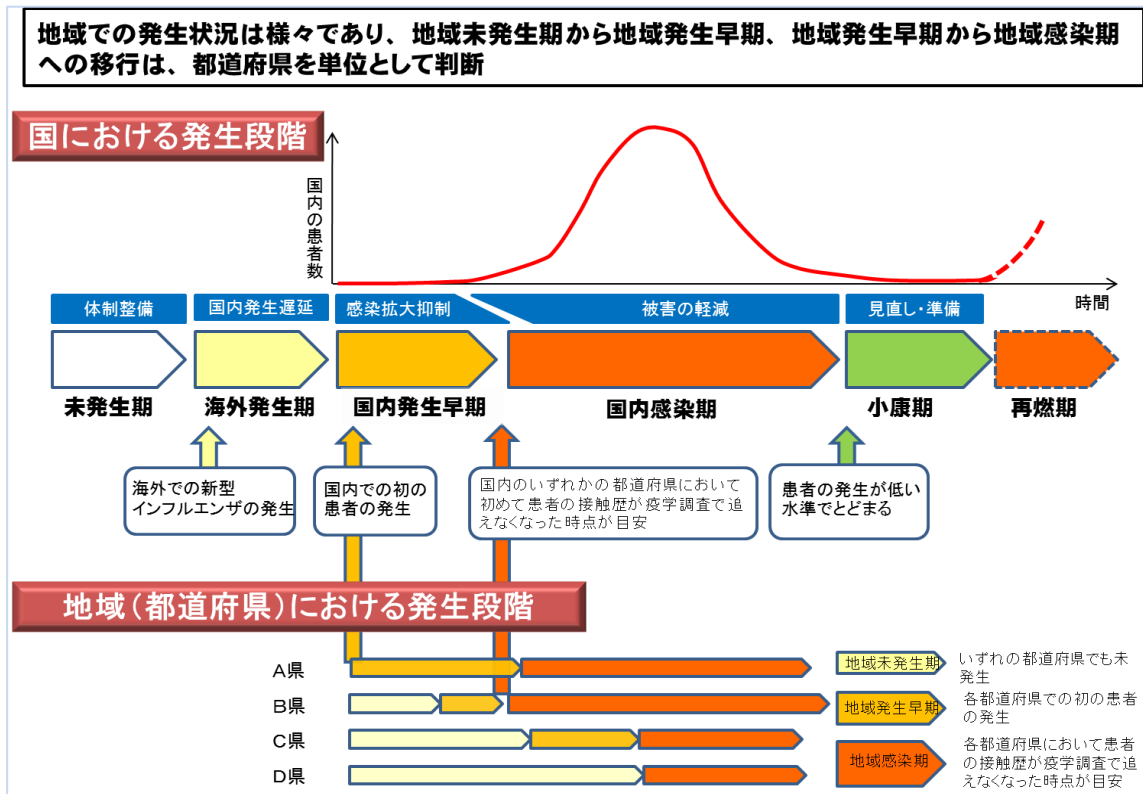
なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

＜発生段階とその状態＞

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 県においては、以下のいずれかの発生段階。 ・ 県内未発生期：県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態 ・ 県内発生早期：県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 県においては、以下のいずれかの発生段階。 ・ 県内未発生期：県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態 ・ 県内発生早期：県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 ・ 県内感染期：県内で新型インフルエンザの患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

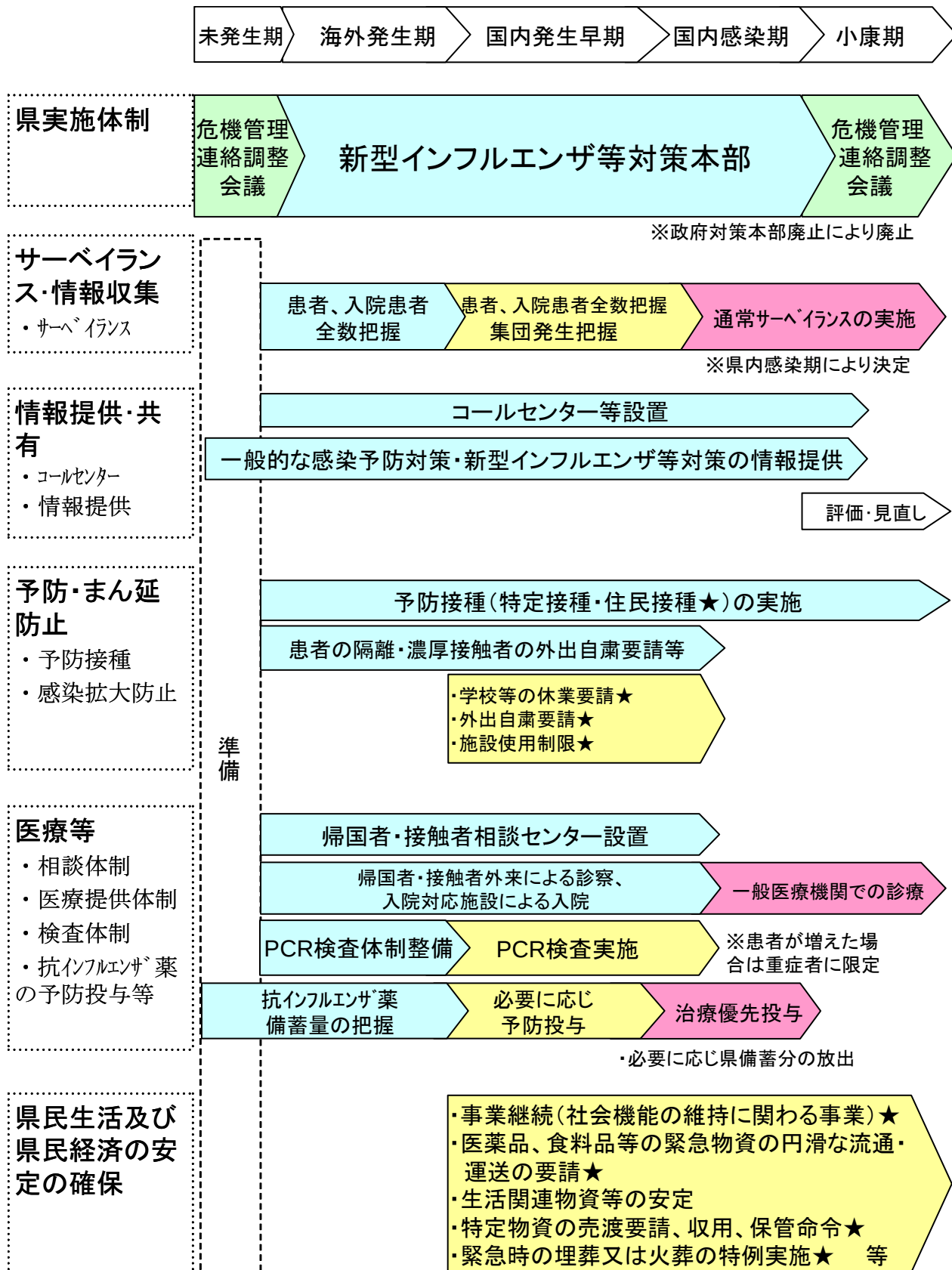
（政府行動計画を一部改変）

＜国及び地域（都道府県）における発生段階＞



（政府行動計画から抜すい）

＜新型インフルエンザ等対策の流れ＞



★緊急事態宣言時

（県行動計画から抜すい）

第2章 各段階における対策

第1節 未発生期

第1 想定状況等

想定状況	・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
対策の目標	1) 発生に備えて情報収集や体制の整備を行う。
対策の考え方	1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、日ごろから警戒を怠らず、行動計画等を踏まえ、国、県、他の市町、指定（地方）公共機関、指定（地方）行政機関との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民及び関係者全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

第2 実施体制

1 市が行うこと

(1) 行動計画の作成

特措法の規定に基づき、発生前から行動計画の作成を行い、必要に応じて見直しを行う。

(2) 体制整備及び連携強化

ア 市は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等、新型インフルエンザ等対策に必要な体制、参集基準、連絡手段等を整備する。

イ 市は、国、県、他の市町、指定（地方）公共機関、指定（地方）行政機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、日ごろから情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

第3 サーベイランス・情報収集

1 市が行うこと

市は、インフルエンザの感染拡大を早期に探知するため、通常行われている集団風邪（インフルエンザ様疾患）の発生報告（学級・学校閉鎖等）を徹底するよう学校関係者等の協力を求め、県へ報告する。

第4 情報提供・共有

1 市が行うこと

(1) 継続的な情報提供

ア 市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体や伝達手段を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。

イ 市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

(2) 体制整備等

ア 市は、新型インフルエンザ等の発生時に県との連携の下に行う、発生状況に応じた市民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体）や、時期（定期、臨時等）及び媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報を受け取る側の対象に合わせて利用可能な複数の媒体・機関を活用する）、伝達手段等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。

イ 市は、一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供するとともに、常に情報を受け取る側の反応や必要としている情報を把握し、さらなる情報提供に活かす体制を構築する（広報担当者を中心としたチームの設置、コミュニケーション担当者間での適時適切な情報共有方法の検討等）。

ウ 市は、国や県、関係機関等とメールや電話等を活用して緊急に情報をやりとりできる体制を構築する。

エ 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、相談窓口等の設置、周知等の準備を進める。

第5 予防・まん延防止

1 市が行うこと

(1) 対策実施のための準備

ア 個人における対策の普及

市は、市民に対しマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人込みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図るとともに、市民が自らの発症が疑われる場合のとりべき行動として、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスク着用等の咳エチケットを行うこと、といった基本的な感染対策についての理解促進を図る。

(2) 予防接種

ア 特定接種を行う事業者の登録

市は、国が行う登録作業に係る周知、登録申請等に協力する。

イ 特定接種体制の構築

市は、国の要請を受け、職員に対する特定接種の接種体制を構築する。

ウ 住民接種体制の構築

(ア) 市は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

(イ) 市は、国及び県の技術的な支援を受け、円滑な接種の実施のために、あらかじめ

市町間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の市町における接種を可能にするよう努める。

(ウ) 市は、国による技術的な支援（接種体制の具体的なモデル等）の提示を受け、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

2 学校（保育所を含む。）・事業者が行うこと

(1) 対策実施のための準備

ア 個人における対策の普及

学校（保育所を含む。）・事業者は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人込みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、児童・生徒や従業員が自らの発症が疑われる場合にとるべき対応として、児童・生徒の保護者又は従業員本人に対し、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスク着用等の咳エチケットを行うこと、といった基本的な感染対策をとることについての理解促進を図る。

第6 医療等

1 市が行うこと

(1) 地域医療体制の整備

市は、地域の関係者と密接に連携を図り、保健所を中心とした、二次医療圏を単位とした医療体制の整備を推進する。

第7 市民生活・地域経済の安定の確保

1 市が行うこと

(1) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援の準備

市は、国の要請に基づき、県と連携し、県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

(2) 火葬能力等の把握

市は、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うため、県が進める体制整備に国とともに連携して取り組む。

(3) 物資及び資材の備蓄等

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備の整備等を行う。

第2節 海外発生期

第1 想定状況等

想定状況	・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 ・国内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況が想定される。
対策の目標	1) 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努める。 2) 発生に備えて情報収集や体制の整備を行う。
対策の考え方	1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できる強力な措置をとる。 2) 海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する情報を収集する。 3) 県内発生した場合には早期に発見できるようサーベイランス・情報収集体制を強化する。 4) 基本的対処方針等に基づき、医療機関への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び地域経済の安定のための準備等、国内発生に備えた体制整備を急ぐとともに、医療機関、事業者、市民に国内発生に備えた準備を促す。

第2 実施体制

1 市が行うこと

市は、基本的対処方針及び県の対策に従い、新型インフルエンザ等対策を実施する。

第3 サーベイランス・情報収集

1 市が行うこと

(1) 国内サーベイランスの強化等

市は、インフルエンザの感染拡大を早期に探知するため、通常行われている集団風邪（インフルエンザ様疾患）の発生報告（学級・学校閉鎖等）を徹底するよう学校関係者等の協力を求め、集団発生の状況を県へ報告する。

第4 情報提供・共有

1 市が行うこと

(1) 情報提供

市は、国及び県が発信している海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等を市民に対し周知する。

(2) 情報共有

市は、国や県、関係機関等と対策の理由、プロセス等をメール等により共有する。

(3) 相談窓口等の設置

ア 市は、国の要請を受け、他の公衆衛生業務に支障をきたさないように、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口等を設置し、国の作成したQ & A等を活用して、適切な情報提供を行う。

イ 市は、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせに加え、国、県、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

第5 予防・まん延防止

1 市が行うこと

(1) 予防接種

ア 特定接種の実施

市は、国と連携して、職員の対象者に対して、本人の同意を得て、基本的に集団的な接種により、特定接種を行う。

イ 住民接種

市は、国の要請及び連携のもと、全市民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、事前に定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を行う。

第6 市民生活・地域経済の安定の確保

1 市が行うこと

(1) 遺体の火葬・安置

市は、国の要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を行う。

2 一般の事業者が行うこと

(1) 従業員の健康管理及び感染対策の実施

事業者は、国の要請に基づき、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行う。

第3節 国内発生早期

第1 想定状況等

想定状況	・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態 ・国内でも、都道府県によって状況が異なる場合がある。 《県内未発生期》 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
------	--

	《県内発生早期》 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態 ※海外で確認後、日本国内そして県内に感染が拡大していくとは限らず、日本国内、県内で初めて新型インフルエンザ等が確認される可能性もある。
対策の目標	1) 感染拡大をできる限り抑える。 2) 患者に適切な医療を提供する。 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方	1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、基本的対処方針に基づき、感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、「緊急事態宣言」が行われ、対象区域とともに公示され、積極的な感染対策等をとる。 2) 医療体制や感染対策について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国から提供される国内外の情報を医療機関等に提供する。 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。 5) 国内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活・地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

第2 実施体制

1 市が行うこと

市は、基本的対処方針及び県の対策に従い、新型インフルエンザ等対策を実施する。

〔緊急事態宣言がなされた場合〕

市は、直ちに対策本部を設置する。

第3 サーベイランス・情報収集

1 市が行うこと

市は、インフルエンザの感染拡大を早期に探知するため、通常行われている集団風邪（イ

ンフルエンザ様疾患）の発生報告（学級・学校閉鎖等）を徹底するよう学校関係者等の協力を求め、県へ報告する。

第4 情報提供・共有

1 市が行うこと

（1）情報提供

ア 市は、市民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関・手段を活用し、県内の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。

イ 市は、特に、市民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

ウ 市は、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

（2）情報共有

市は、国、県、関係機関等と対策の方針等をインターネット等により共有する。

（3）相談窓口等の体制充実・強化

市は、国が作成した、状況の変化に応じたQ & Aの改訂版を活用し、国の要請を受け、市の相談窓口等の体制を充実・強化する。

第5 予防・まん延防止

1 市が行うこと

（1）予防接種

ア 特定接種の実施

市は、国と連携して、職員の対象者に対して、本人の同意を得て、基本的に集団的な接種により、特定接種を行う。

イ 住民接種

市は、国が決定した市民への接種順位の基本的な考え方等に基づき、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施する。なお、接種の実施に当たっては、国及び県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

また、県へ接種に関する情報を提供するとともに、市民に対して情報提供を行う。

〔緊急事態宣言がされている場合〕

(2) 住民接種

市は、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

第6 市民生活・地域経済の安定の確保

1 市が行うこと

(1) 遺体の火葬・安置

市は、国の要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

〔緊急事態宣言がされている場合〕

(2) 生活関連物資等の価格の安定等

市は、生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(3) 水の安定供給

水道事業者である市は、当該事業を継続するために別に定める計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

2 一般の事業者が行うこと

(1) 従業員の健康管理及び感染対策の実施

事業者は、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じる。

(2) 食料品、生活関連物資等の価格高騰等の防止

事業者は、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう対応する。

3 市民が行うこと

(1) 消費者としての適切な行動

市民は、国等の呼びかけに応じ、食料品、生活必需品等の購入に当たって、消費者として、適切な対応をとる。

〔緊急事態宣言がされている場合〕

(2) サービス水準の許容

市民は、まん延した段階において、サービス水準が相当程度低下する可能性があることを主旨とする国の呼びかけに応じる。

第4節 国内感染期

第1 想定状況等

想定状況	・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。 ・国内でも、都道府県によって状況が異なる場合がある。 《県内未発生期》 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態 《県内発生早期》 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態 《県内感染期》 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。
対策の目標	1) 医療体制を維持する。 2) 健康被害を最小限に抑える。 3) 市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方	1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。 2) 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、都道府県ごとに実施すべき対策の判断を行う。 3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負担を軽減する。 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 6) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・地域経済への影響を最大限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負担を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。

8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

第2 実施体制

1 市が行うこと

市は、速やかに対策本部を設置するとともに基本的対処方針及び県の対策に従い、新型インフルエンザ等対策を実施する。

〔緊急事態宣言がされている場合〕

市は、緊急事態宣言がなされたときは、直ちに対策本部を設置する。

新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことが出来なくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

第3 サーベイランス・情報収集

1 市が行うこと

市は、インフルエンザの感染拡大を早期に探知するため、通常行われている集団風邪（インフルエンザ様疾患）の発生報告（学級・学校閉鎖等）を徹底するよう学校関係者等の協力を求め、県へ報告する。

第4 情報提供・共有

1 市が行うこと

（1）情報提供

ア 市は、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。

イ 市は、引き続き、市民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。

ウ 市は、引き続き、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

（2）情報共有

市は、国、県、関係機関等との間で対策の方針等についてメール、インターネット等により共有する。

（3）相談窓口等の継続

市は、国の作成する、状況変化に応じたQ & Aの改訂版を活用し、国の要請を受けて市の相談窓口等を継続する。

第5 予防・まん延防止

1 市が行うこと

(1) 特定接種の実施

市は、国と連携して、職員の対象者に対して、本人の同意を得て、基本的に集団的な接種により行う特定接種を進める。

(2) 住民接種の実施

市は、国及び県と連携して、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

〔緊急事態宣言がされている場合〕

(3) 住民接種

市は、住民接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

第6 医療等

1 市が行うこと

市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

第7 市民生活・地域経済の安定の確保

1 市が行うこと

(1) 遺体の火葬・安置

市は、国の要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

〔緊急事態宣言がされている場合〕

(2) 生活関連物資等の価格の安定等

ア 市は、生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

イ 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ適切な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

ウ 市は、生活関連物資等の価格の高騰若しくは供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。

(3) 要援護者への生活支援

市は、国の要請に基づき、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

(4) 埋葬・火葬の特例等

ア 市は、国の要請に基づき、火葬場の管理者に可能な限り火葬炉を稼働させる。

イ 市は、国の要請に基づき、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

(5) 水の安定供給

水道事業者である市は、当該事業を継続するために別に定める計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

2 一般の事業者が行うこと

(1) 従業員の健康管理及び感染対策の実施

事業者は、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じる。

(2) 食料品、生活関連物資等の価格高騰等の防止

事業者は、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう対応する。

3 市民が行うこと

(1) 消費者としての適切な行動

市民は、国等の呼びかけに応じ、食料品、生活必需品等の購入に当たって、消費者として、適切な対応をとる。

〔緊急事態宣言がされている場合〕

(2) サービス水準の許容

市民は、まん延した段階において、サービス水準が相当程度低下する可能性があることを主旨とする国の呼びかけに応じる。

第5節 小康期

第1 想定状況等

想定状況	・ 新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行はいったん終息している状況。 ※今後、流行が再燃（流行の次波が再来）する可能性と、結果的にそのまま流行が終息する可能性がある。
------	--

	・国は、緊急事態措置の必要がなくなった場合は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示）を行う。
対策の目標	1) 市民生活・地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方	1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波の発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

第2 実施体制

1 市が行うこと

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされたときは、遅滞なく対策本部を廃止する。

第3 サーベイランス・情報収集

1 市が行うこと

市は、インフルエンザの感染拡大を早期に探知するため、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、県へ報告する。

第4 情報提供・共有

1 市が行うこと

（1）相談窓口等の縮小

市は、国の要請を受け、状況を見ながら、相談窓口等の体制を縮小する。

第5 予防・まん延防止

1 市が行うこと

（1）住民接種の実施

市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

〔緊急事態宣言がされている場合〕

（2）住民接種の実施

市は、国及び県と連携し、必要に応じ、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。

第6 医療等

1 市が行うこと

市は、県と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の体制に戻す。

第7 市民生活・地域経済の安定の確保

1 市が行うこと

(1) 緊急事態措置の縮小・中止

市は、国、県、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、緊急事態措置の合理性が認められなくなった場合は、緊急事態措置を縮小・中止する。

2 一般の事業者が行うこと

(1) 食料品、生活関連物資等の価格高騰等の防止

事業者は、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう対応する。

〔緊急事態宣言がされている場合〕

(2) 業務の再開

事業者は、国からの周知に従い、地域の感染動向を踏まえながら、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開する。

3 市民が行うこと

(1) 消費者としての適切な行動

市民は、食料品、生活必需品等の購入に当たっては、国等の呼びかけに従い、消費者として適切に行動する。